

※詳しくは☎にお問い合わせください。

水道事業を包括的に委託し、お客様センターの取扱業務を拡大します

☎ 企業局総務課
☎ 64-3350

市の水道事業を将来にわたって安定的に継続させ、業務の効率化や市民の皆さんへの水道サービスの維持向上を図るため、昨年12月、企業局はあらおウォーターサービス(株)と荒尾市水道事業等包括委託の業務委託契約を締結しました。事業期間は4月～平成33年3月末日です。この事業は、これまでの個別委託を見直し、契約を一本化する事業なので、民営化とは異なります。水道事業の大部分を民間事業者へ委託しますが、水道法の範囲内で民間に任せることが認められている業務を委託します。また、料金の決定権などの経営権は企業局が持ち続けますので、市民の皆さんはこれまでと何も変わらず、水道をご使用いただけます。

●あらおウォーターサービス(株)がお客様センターとして行う業務

料金業務、水質管理・検査、施設維持管理、給排水設備受付・審査、水道施設工事、漏水調査、施設運転管理など

●4月からの連絡先一覧

		問い合わせ先	業務内容
企業局	総務課	☎ 64-3350 FAX 64-2706	・上下水道事業の経営に関する事 ・下水道受益者負担金に関する事
	建設課	☎ 64-2700 FAX 64-2706	・下水道施設に関する事 ・ありあけ浄水場に関する事
お客様センター	総務担当	☎ 64-3333 FAX 64-3380	・上下水道料金に関する事
	維持工務担当	☎ 64-3321 FAX 64-3380	・水道施設維持管理に関する事(漏水・水質・埋設管調査など) ・水道工事に関する事 ・下水道排水設備に関する事

※ ■ は新しく業務を追加した部分。

平成28年度 市建設工事入札参加資格審査申請(設計・測量・建設コンサルタント業務を含む)を受け付けます

☎ 契約検査室
☎ 63-1470

荒尾市に主な営業所があり、平成28年度に市が発注する建設工事の競争入札などに参加する業者の入札参加資格審査申請の受付を行います。昨年提出した人は再度、申請する必要はありません。

●受付期間 4月1日(金)～28日(木)
※土・日・祝日を除く

●受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時

●受付場所 市役所2階 契約検査室

●申請方法 来庁して申請

※提出物はA4ファイルにつづり込み、背表紙に商号を記入してください。ファイルの色は自由。

●申請書類の有効期間

6月1日(水)～平成29年5月31日(水)

●注意事項

- ①受付期間以外での申請は受理しません。
- ②右と異なる書類様式で提出した場合、再度提出をお願いすることがあります。
- ③市暴力団排除条例に規定する暴力団・暴力団員、または密接な関係がある人は申請できません。

●提出書類(詳しくは市ホームページをご覧ください)

【建設工事】	【設計・測量・建設コンサルタントなど】
① 会社・店舗などに掲げられた標識(看板)の写真	① 競争入札等参加資格審査申請受付表(設計・測量・建設コンサルタントなど)
② 競争入札等参加資格審査申請受付表(建設工事)	② 競争入札等参加資格審査申請書その1・その2
③ 競争入札等参加資格審査申請書(建設工事)	③ 使用印鑑届
④ 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し	④ 印鑑証明書(原本)
⑤ 経営状況分析結果通知書の写し	⑤ 登録証明書など(写し)
⑥ 使用印鑑届	⑥ 営業所一覧表
⑦ 印鑑証明書(原本)	⑦ 工事経歴書(兼業務実績調書)
⑧ 建設業許可証明書か通知書(写し)	⑧ 有資格者調査票
⑨ 営業所一覧表	⑨ 技術者経歴書
⑩ 工事履歴書(兼業務実績調書)	⑩ 営業の沿革
⑪ 労災保険適用・保険料納入証明書(原本)	⑪ 商業登記簿謄本か個人営業の場合は身分証明書(原本)
⑫ 償却資産証明書(原本)	⑫ 誓約書
⑬ 商業登記簿謄本か個人営業の場合は身分証明書(原本)	⑬ 納税証明書(国・県・市の3種・4月1日(金)以降の証明)
⑭ 建設業退職金共済組合加入・履行証明(原本)	⑭ 役員及び株主(出資者)調書
⑮ 技術者内訳書	⑮ 役員・従業員名簿
⑯ 技術者経歴書	
⑰ 専任技術者証明書(写し)	
⑱ 納税証明書(国・県・市の3種・4月1日(金)以降の証明)	
⑲ 営業の沿革	
⑳ 誓約書	

平成28年度 家屋消毒の申し込みを受け付けます

☎ 環境保全課環境業務係
☎ 63-1370

【集団消毒事前抽選会】

●日時 3月17日(木)

●場所 市役所11号会議室

●抽選開始時間

午前9時30分(受付:午前9時～)

●抽選方法 行政区の代表者(行政協力員)に配布している用紙でご確認ください。届いていない場合は、お問い合わせください。

【個人消毒】

個人で申し込む場合は、4月1日(金)から環境保全課で受付を開始します。

※家屋消毒は有料です。詳しくはお問い合わせください。

区分	受付方法	消毒実施期間
集団消毒	電話での申し込みはできません。 ※行政区の代表者(行政協力員)が地域でまとめて申し込みするものです。	4月18日(月)～9月30日(金) ※平日だけ実施。
個人消毒	電話で申し込みができます。 ※班単位での申し込みは個人消毒になります。	4月14日(木)～9月30日(金) ※平日だけ実施。

平成28年度 広報あらお 題字採用者が決定しました

☎ 秘書広報課戦略広報室
☎ 63-1157

たくさんのご応募をいただき、ありがとうございます。平成28年度は次の人の作品を題字として採用します。



掲載号	採用者	学校名・新学年	掲載号	採用者	学校名・新学年
4月号	久保田菜月	一小・3年	10月号	寺嶋至道	有明小・2年
5月号	池未愛果	中央小・5年	11月号	田島凱斗	府本小・6年
6月号	柿本和花	緑ヶ丘小・2年	12月号	西川菜々子	清里小・3年
7月号	北村太陽	万田小・6年	1月号	北原杏奈	一小・6年
8月号	竹原海斗	八幡小・3年	2月号	武永真瑚	中央小・4年
9月号	前田彩花	桜山小・5年	3月号	田代愛翔	緑ヶ丘小・4年

※敬称略

国民健康保険の加入・喪失などの手続きをお忘れなく

☎ 健康生活課国保年金係
☎ 63-1327

新たに国民健康保険に加入する人や国民健康保険から別の健康保険に加入した人は、異動日から14日以内に届出が必要です。加入手続きが遅れると、国民健康保険税が遡って課税されます。喪失手続きが遅れると、課税されたままの状態となりますので、早めの手続きをお願いします。

手続きにはマイナンバーの記載と本人確認が必要です。世帯主と対象者のマイナンバーの分かるものと、手続きに来る人の身分証明書もお持ちください。

●国民健康保険の加入・喪失などの手続き方法

	手続きが必要な場合	届出に必要なもの
加入	他市町村からの転入	他市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険の資格喪失証明書か離職票
	職場の健康保険の被扶養者から外れた	被扶養者でなくなった証明書
	子供が生まれた	保険証、母子手帳
喪失	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
	他市町村への転出	保険証
	職場の健康保険への加入	国保と職場の健康保険の両方の保険証
その他	職場の健康保険の被扶養者になった	国保の被保険者が亡くなった
	国保の被保険者が亡くなった	保険証(世帯主の場合は世帯全員の保険証)
	生活保護を受けるようになった	保険証、保護開始決定通知書
	保険証の紛失や汚損破損	身分証明証、汚損破損の場合はその保険証
	修学のため子どもが他市区町村に住む	保険証、在学証明書か学生証(期限入りのもの)

※どの手続きにも印鑑が必要。